

令和5年2月9日
高校教育課

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜前期選抜又は連携型選抜において
事故等に巻き込まれるなどした受験生の受験機会の確保について

1 受験機会の確保について

このことについては、次のとおり取り扱うこととします。

試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合などには、その受験生を「非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者」に準じることとし、追検査等受験の可否に係る協議の対象とする。
この扱いは、外国人生徒等に係る特別枠選抜にも適用する。

2 受験生および保護者の皆様へ

入学者選抜当日は、次のことに留意してください。

- (1) 時間に余裕をもって行動する。
- (2) 試験会場に向かう途中は、身の安全に十分注意する。
- (3) 万が一、事故・事件等にあい、警察への連絡等をしたために入学者選抜に遅刻又は欠席するような事態が生じた場合は、在学(出身)中学校※へ連絡する。

※ ここでの「中学校」には、義務教育学校、特別支援学校(中等部)を含む。以下、同じ。

3 中学校の先生へ

連絡を受けた中学校は、次のように対応してください。

中学校長は、受験生やその保護者から上記2の(3)により連絡を受けたことについて、出願先高等学校長に連絡する。

4 その他

事故・事件等にあい、遅刻又は欠席するような事態になった受験生の追検査等受験の可否については、出願先高等学校長が県教育委員会と協議して判断することになります。